



平成 25 年 11 月 7 日

鎌倉市長 松尾 崇 様

鎌倉市総合計画審議会
会長 大住 莊四郎

第 3 次鎌倉市総合計画基本構想
及び第 3 期基本計画について（答申）

平成 25 年 9 月 27 日付鎌経第 633 号をもって諮問がありました、第 3 次鎌倉市総合計画基本構想（案）及び第 3 期基本計画（案）については、硬直化した行財政運営を改め、持続可能な都市経営を推進し、新しい魅力を創造するため、基本構想の一部を修正するとともに、現行第 2 期基本計画の計画期間中に第 3 期基本計画を前倒しして策定するとの趣旨に沿い、鎌倉市総合計画条例の規定に基づき、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、別添、「第 3 次鎌倉市総合計画基本構想及び第 3 期基本計画」のとおり結論を得ましたので答申します。

なお、本審議会は、基本構想の一部修正及び第 3 期基本計画の策定のため、平成 24 年 7 月から市民としての視点や専門的な見地から、議論を行ってきたところです。この間の計画策定に向けた市の取組については、各種ワールドカフェ、ふらっとミーティング、意見公募手続等、多くの市民意見、団体意見の聴取をはじめ、十分な対応が図られているものと評価するところです。

また、審議の過程において、各委員から多くの発言がありましたが、以下の各項目については特に意見を付することとなったものであり、今後の計画の推進に当たり、配慮されるよう希望します。

市長におかれましては、新しい総合計画のもと、めざすべき将来都市像である「古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち」の実現に向け、努力されるよう期待するものです。

1. 全体的な事項

(1) 人口動向の把握について

基本構想の一部修正及び第3期基本計画の策定にあたり、人口推移の分析を行っていますが、計画の進行管理にあたっては将来人口推計と実際の人口との比較検証を行うことを要望いたします。特に、再開発など人口推移に大きな影響を及ぼす事項については、将来人口推計に反映させるとともに、個別計画を含む計画の見直しの検討に役立てることを要望します。

(2) 総合計画の職員への浸透について

今回の基本構想及び第3期基本計画の策定は、職員に対しても市民に対しても、緊急的な状況にある、ということの意思表示となります。この状況は、市民と協働でなければ乗り越えられません。基本構想及び第3期基本計画策定後には、その考え方を伝えるフォーラムの実施を予定していることから、フォーラムには市民だけではなく行政職員も積極的に参加し、市民と一緒に未来を共有することを要望します。

(3) 鎌倉らしさについて

計画の実践にあたっては、一般論的な考え方にとどまるのではなく、一歩踏み込み、鎌倉としてどうしていきたいのかを明確にすることにより、鎌倉らしいまちづくりを進めることを要望します。

2. 第1編 第3次鎌倉市総合計画 基本構想

(1) 基本構想の一部修正について

総合計画見直しの背景として、「大幅な財源不足と厳しい財政見通し」「公共施設の老朽化」「防災・減災対策」の3つが示され、基本構想の一部修正が行われています。修正内容の「第2章 将来都市像と将来目標」において“減災”の視点が盛り込まれたこと、「第4章 基本構想の実現に向けて」において“持続可能な都市経営”の視点が示されたことについて、市民に十分に分かりやすく説明していくことを要望します。

3. 第2編 第3期基本計画の概要 第2章 計画の推進に向けた考え方

【全体】

(1) 計画の推進に向けた考え方の市民への説明について

「計画の推進に向けた考え方」として示される「市民自治」「行財政運営」「防災・減災」「歴史的遺産と共生するまちづくり」は、第3期基本計画における施策の全体に共通する基本的な考え方として、本計画の根幹をなすものです。これを市民に十分に分かりやすく説明していくことを要望します。

(2) 計画の推進に向けた考え方に関する動的な検討について

「計画の推進に向けた考え方」で示された考え方は、社会環境の変化に応じて、その具体的な事業への反映方法が異なってくるものとなります。社会環境の変化に十分に対応した動的な視点をもって、検討をしていくことを要望します。

【1 市民自治】

(1) 市民意見聴取について

ワールドカフェ、市民意識調査等において、市民から広く意見を求めていますので、それに対する責任を認識する必要があります。その真意を汲み取り、計画の実践にあたり検討していくことを要望します。

(2) 市民参画の充実について

基本構想の一部修正及び第3期基本計画の策定においては、市民参画の取組が行われていますが、今後の計画の推進にあたり、より相互のコミュニケーションを図り、市民の思いを汲み取れるような取組を行っていくことを要望します。

(3) 市民間の意見調整について

市は、多くの市民団体や市民が地域活動に貢献しています。こうした地域活動を連携のとれた効果的なものとしていくためにも、窓口となる部署間の連携を密にとっていくことを要望します。

(4) 市民自治の実践について

「計画の推進に向けた考え方」に示されている市民自治について、市民が具体的に市民力・地域力をどのように発揮していくのか第3期基本計画では十分に示されていないので、実施計画や個別計画の策定を通じて具体化を図っていくことを要望します。

(5) 地域コミュニティと地域福祉について

地域コミュニティを活性化させるということと、地域福祉を推進するこ

とは、一体不可分の内容になってきていると思います。「2 地域コミュニティの活性化」と、「5 地域福祉の推進」の各項目が、十分に反映し合えるような、横断的な取組となることを要望します。なお、こうした地域の活性化には、若者の力が必要であり、若者が将来都市像を思い描ける地域であるのか、ということが非常に重要なポイントとなってきます。

【2 行財政運営】

(1) 「選択」と「集中」について

財源が不足するなかでの市政運営にあたっては、事業の選択と集中が必要となります。ここで、選択と集中の結果として縮小ないしは実施しない事項については、「その理由」、「根拠」を明確にし、適切に市民に説明することを要望します。

(2) イノベーションを意識した行財政運営について

市の厳しい財政状況を踏まえると、選択と集中による事業の見直しだけでは、持続可能な都市経営が難しくなってきます。受益者だけではなく、幅広い関係者のニーズを十分に把握し、イノベーションを起こせるような行財政運営を進めることを要望します。また、実施計画の策定にあたっては、「市民力」「地域力」を活かし、公民協働のための未来を共有する場の継続等、新たなイノベーションを具体化できるように、その策定プロセスの工夫について、あわせて要望します。

(3) 公共施設マネジメントについて

公共施設の再編等について、国からの補助金をベースに整理を行うと、制約が大きくなかなか突破できない課題もあります。新しいスキームの検討を行いながら、公共施設の具体的な再編計画と実施計画とを連動させられるよう、要望します。

【4 歴史的遺産と共生するまちづくりに関する意見】

(1) 世界遺産の登録について

第2期基本計画の総括評価で示されている「世界遺産登録によって具体的にどのような姿をめざすのかを明確にしていくべきである」という指摘はまさにその通りであると考えます。世界遺産登録については、平成25年度に登録に至らなかった要因を十分に整理したうえで、これを進めることにあたって、どういう状態・状況にしたいのか明確に示し、市民に説明す

ることを要望します。

4. 第3編 第3期基本計画 施策の方針

【序章】

(1) 優先的な取組について

基本構想の一部修正により追加された“持続可能な都市経営”とあわせて、序章に書かれている内容は、第3期基本計画においてとても大切なことであることから、示された趣旨が職員及び市民に正確に伝わる説明の工夫をするとともに、計画期間内に特に優先する取組と位置づけられた「安全な生活の基盤づくり」については、実施計画の中で具体的な施策・事業内容を明確にし、取組を進めることを要望します。